

潮音寺だより

第 281 号
平成 19 年 3 月
電話 052-671-4831
ファックス 052-671-4856

<ホームページ> <http://www.ne.jp/asahi/choonji/namo/>

〒456-0034 名古屋市熱田区伝馬 1 -10-11



底深き淵ふちの
澄みて静かなる如く
心あるものは
道をきききて
心安泰やすらなり

【出典】『法句経』

寒狭川：オンドリとマガモ

あれもこれ
欲望を詰め込む
欲深袋は
小さいがよい
しかし
英知と
度量を容れる
知恵袋と堪忍袋は
大きいがよい
底深い
淵の水を
容れても
容れても余るほど
大きいがよい
仏の教え
仏の道を
たつぷり
聴くがよい

狂牛病と甘酒

BSE(狂牛病)に鳥インフルエンザ、発がん性食品添加物、最近話題となっているテレビ番組『発掘—あるある大事典』のデータ捏造問題や不二家の期限切れ原料使用問題など、食にかかわる問題点が多く取りざたされるようになり、「食の安全」ということが叫ばれるようになってきました。日本ではこのあたりをどのように対処しているのか調べてみました。

「経済社会の発展に伴い国民の生活が豊かになる一方、我が国の食生活を取り巻く環境は近年大きく変化し、国民の食に対する関心が高まってきています。

こうした情勢の変化に的確に対応するため、食品安全基本法が制定され、これに基づいて新たな食

品安全行政を展開していくことになり、これにともない、食品安全委員会が平成十五年七月一日に、新たに内閣府に設置されました。

食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関です。(以下略)「

リスク評価としては、①添加物(食品衛生法)②農薬(食品衛生法、農薬取締法、水道法)③動物用医薬品(食品衛生法、薬事法)④化学物質・汚染物質(食品衛生法、ダイオキシン類対策特別措置法、水道法等)⑤器具・容器包装(食品衛生法)⑥微生物・ウイルス(食品衛生法と畜場法)⑦プリオン・自然毒(食

品衛生法、家畜伝染病予防法、と畜場法、牛海綿状脳症対策特別措置法)⑧新食品等(食品衛生法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)⑨飼料・肥料等(食品衛生法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、肥料取締法等)⑩その他 …とあります。

ただ、このような食品安全委員회가政府機関にあったとしても、例えば、遺伝子組換え食品が本当に安全か否かの適切な評価がなされるかどうか、一抹の不安を抱いているのは、多分私だけではないと思います。

とはいえ、何が何でも自然食品、安全食品でなければ納得できないというのも考えものであります。こんな話があります。

ある高僧がご自分の小学生時代

の思い出を話されました。

彼は父親の住職の代わりに檀家の三七日のお経をあげに行かされた。

仏壇に向かつて、小学生が一所懸命にお経をあげていた。隣の部屋には、たぶんお経が終わったあとの接待であろう、お膳が用意されていた。家の人は誰もいない。

そこに赤ん坊が這って出てくる。赤ん坊はお膳の横にあるおひつからしゃもじを取り出し、それでもって遊びはじめた。しゃもじでおひつの中をかきまわっていたのだ。

「しゃもじを、赤ん坊はしゃもじを畳の上に投げ捨て、そのしゃもじの上でしゃもじをしゃもじをした。そしてそのあと、またそのしゃもじでもっておひつの中をか

きまわっている。

小学生のお坊さんは、お経をあげながら横目でそれを見ていた。

お経が終わったあと、お婆さんが出てきて、「馳走を用意してあるから食べていってくれ」と言う。しかし、小学生は、「いや、きょうは腹をこわしているのです……」と、ほうほうの態で逃げて帰った。

その七日後——。小学生はまたしても父親の住職から、同じ檀家の四七日の法要に行かされた。しかし、こんどは何事もなかった。

無事にお経が終わったあと、お婆さんが出てくる。お婆さんは「きょうは甘酒が用意してある。どうか飲んでくれませんか。」

小学生は甘酒が大好物である。彼は喜んで甘酒をいただき、三杯

もおかわりをした。

そのあと、お婆さんが「言った——。

「いや、よかった。先週はあなたが何も食べてくれないので、こはんが余ってしまった。それで、こはんは、きょうは甘酒を……」

たぶん、小学生は、食べたものをもどしたくなっただけではなからうか。

「しかしですな、頂戴せんならんものは、どうしたって頂戴するよ……」

高僧はそのような感想を語られたそうす。

なるほど、避けては通れない巡り合わせというものはあるようです。食だけに限らず、何事も大らかに構えていたほうが良いようです。

法ほう

「法」とは、サンスクリット語のダルマの訳ですが、非常に多岐にわたる使い方されていて、説明の難しい言葉です。

一般には釈尊の悟られた真理、あるいは釈尊の説かれた教えという意味で受け取られています。じつはこのダルマという言葉は仏教の発明ではなく、古代インドから、宗教的真理・法律・制度・慣習・倫理・道徳といった幅広い意味をもって現在まで使われているのです。

よく仏教的な意味で「法」という場合、注意しなければならぬのは、釈尊の悟られた「縁起の理法」という法則をさす場合と、その法則にもとづいて存在するものすべてをさす場合とがあることです。

例えば「諸法無我」とか「諸法実相」という場合の「法」は「真実にもとづいて存在するすべてのもの」という意味で使われています。

じつは、真理とそれによる存在を同一視する「法」という言葉の用法は仏教独特のもので、後に教義上、さまざまな議論を発展させることになりました。

法と仏陀を一体のものと考ええる「法身仏」といった大乘仏教の思想もそこから生まれてきています。

(ひんむちや『仏教歴史百科』)

雑記

▼春彼岸施餓鬼会

今年は、早々に春一番が吹き、春の訪れが早いようです。

異常気象も気になりますが、素



直に自然の恵みを享受するののもよいものです。

お施餓鬼が勤まります。皆さまお揃いで、お参り下さいますようお願い申し上げます。

◎期日 三月二十一日(水)

◎時間 一時半～一時四十分

▼箱入り娘

当方の箱入り娘です。

寝ているときはかわいいのですが、この頃ではオテンバぶりを発揮して、あちこちガリガリ、大変であります。



叱られた時のしぐさがまたかわいいので、まあいいか…。

◆記念日や登る坂道

山笑う 沐魚